

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 件 名
複写機の賃貸借及び保守
- (2) 調達する物品等の仕様
複写機仕様Ⅰ、Ⅱのとおり
- (3) 契約方法
地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約とする
- (4) 契約期間
令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
- (5) 納入期限
複写機の納入は、令和7年9月30日までとする
ただし、複合機能等の設定は、落札決定後に調整するものとする
- (6) 納入場所
愛知県名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル5階 島根県なごや情報センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む) でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目(大分類「14 借入品」小分類「(1) 事務機器」)に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県内に本店を有する者であること。

3 入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、「4 入札参加確認申請に必要な書類」に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を以下に従い提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
 - ア 提出期限 令和7年7月18日(金)午後5時00分まで
 - イ 提出先 〒530-0047
大阪府大阪市北区西天満3-13-18 島根ビル2階
島根県大阪事務所観光移住スタッフ
 - ウ 提出方法 書留郵便による郵送(提出期限必着)

- (2) 提出された申請書等に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また提出された書類に不備があり補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに遅滞なく当該書類の補正を行うこと。
- (3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出をもって行い、その結果は、令和7年7月24日（木）午後5時までに入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。

4 入札参加資格確認申請に必要な書類

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 入札保証金の免除に関する誓約書（様式第2号）※希望者のみ
- (3) 複写機の賃貸借及び保守に係る入札の応札仕様書（別紙）
- (4) 応札複写機の機種名及び機器構成表（別紙1）
- (5) 応札複写機の仕様チェックリスト（別紙2）
- (6) 保守業務実施担当部局等（別紙3）
- (7) リモートメンテナンスの通信及びインストールプログラムに係る資料（別紙6）
- (8) その他必要と認める書類
 - ※障害・故障等の緊急時における対応フローチャート（別紙4）、緊急災害時における対応フローチャート（別紙5）は落札決定後に落札者が提出するものとする。

5 入札手続

(1) 入札方法

郵便入札とするため、次の方法により入札書を郵送で提出すること。持参による入札は認めない。

ア 二重封筒とし、中封筒に入札書（様式第3号）を入れ封印等の処理をし、表封筒に朱書きで「入札書在中」と記入すること。なお、封印等の処理にあたっては、「入札書用封筒に関する注意事項」を参照すること。

イ 郵送方法は書留郵便とし、令和7年7月28日（月）午後5時までに、3（1）イの場所に必着すること。

(2) 入札金額

入札金額は、モノクロ、フルカラーそれぞれの1複写当たりの単価（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額）に、1台当たりの月間平均使用予定枚数から、モノクロについては2.0%を、カラーについては3.0%を控除（控除する枚数に1枚未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）した枚数及び60月を乗じた額の合計金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、1複写としてカウントする複写サイズは、複写機仕様Ⅱに記載したいずれの複写サイズであっても片面を1複写とする。

(3) 開札に関する事項

開札は次に掲げる日時、場所で行う。入札者が開札に立ち会う場合は、入札参加資格確認通知書及び代表者の印を持参すること。

ア 開札日時 令和7年7月30日（水）午前10時

イ 開札場所 大阪府大阪市北区西天満3-13-18 島根ビル2階 島根交流サロン

(4) 落札決定

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札を行った者が複数あるときは、直ちに当該入札をした者にく

じを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者の決定通知は、開札場所において行う。

(5) 再度入札

再度入札は行わない。

(6) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(7) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、島根県会計規則第 63 条各号の規定のいずれかに該当するとき、その他次の事項に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

ア 入札書の記載事項が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

(8) 開札の代理人

開札の立ち会い及び同価格入札の場合のくじ引きを代理人に委任する場合は、委任状（様式第 4 号）と開札に立ち会う者の印鑑を持参すること。（委任状の受任者の印と当日開札に立ち会う者の印が同じであること。）

(9) 入札辞退

申請書等を提出した後に入札を辞退する場合は、令和 7 年 7 月 28 日（月）午後 5 時までに、入札辞退届（様式第 5 号）を郵送等により 3（1）イの場所に提出すること。

(10) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間は同様とする。

(11) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県大阪事務所に報告するとともに警察に通報すること。なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 入札保証金

(1) 島根県会計規則第 61 条第 1 項の規定により、入札参加者が入札書に記載する入札金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した金額を契約期間の月数で除し、12 乗じて得た額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとする。

ア 納付場所 大阪府大阪市北区西天満 3-13-18 島根ビル 2 階 島根県大阪事務所

イ 納付時期 令和 7 年 7 月 30 日（水）午前 9 時から午前 10 時まで

(4) 入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとし、還付の時期等については、当該者との協議によるものとする。なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

(5) 入札保証金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 4 項の規定により、落札者

が契約を締結しないときは、県に帰属する。

(6) 入札保証金は、次のいずれかの方法で免除を受けることができる。

ア 保険会社と入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出する。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、これらの案件の契約書の写しを提出する。

ウ 入札保証金の免除に関する誓約書（様式第2号）を提出する。

7 契約保証金

(1) 島根県会計規則第69条第1項の規定により、各契約単価に、各月間使用予定枚数と契約期間の月数を乗じた金額の合計を契約期間の月数で除し、それらに12を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の合計の100分の10以上を徴収する。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。

(3) 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとする。

ア 納付場所 大阪府大阪市北区西天満3-13-18 島根ビル2階 島根県大阪事務所

イ 納付時期 落札の日から7日以内

(4) 契約保証金は、契約期間満了後に請求に基づき還付する。

8 契 約

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(3) 契約条項

複写機の賃貸借契約書（案）のとおりとする。

(4) 契約単価

契約は消費税及び地方消費税を含まない1複写当たりの単価で行うものとする。

(5) 支払条件

請求にあたっては、毎月末日に島根県大阪事務所の確認又はリモートメンテナンスによるカウンター自動検針を受けて複写枚数を算出するものとし、当該枚数に契約単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算して書面により、翌月初めに島根県大阪事務所に請求するものとする。この場合において、その金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

なお、複写枚数の算出に際して、業者の責めに帰すべき原因による不良複写及び保守にあたって使用したテストコピーに相当するものとして、1ヶ月の複写カウンター数のうち、モノクロについては2.0%、フルカラーについては3.0%の複写枚数を控除するものとし、この場合において、この控除する枚数に1枚未満の端数があるときは、その端数枚数を切り上げるものとする。

月間カラー複写枚数（枚数の算出に際して、業者の責めに帰すべき原因による不良複写及び保守にあたって使用したテストコピーに相当するものとして、複写機ごとに1箇月の複写カウンター数のうち3.0%の複写枚数を控除（当該控除枚数に1枚未満の端数があるときは切り上げる）した枚数）が1,000枚未満だったときは、1,000枚分の複写料金を支払う。

9 質 疑

- (1) 質疑事項がある場合は、入札質疑書（様式第6号）を提出すること。質疑に対する回答書は、提出期限後速やかに島根県のホームページに掲載する。
- (2) 入札質疑書の提出期限、提出方法及び提出先
 - ア 提出期限 令和7年7月18日（金）午後5時00分まで
 - イ 提出方法 郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により、11（2）へ提出すること。ただし、FAXの場合は回線・機器等の障害、保守作業等の停止により、上記期限までに提出先に到達しない可能性があることを承知のこと。

10 入札説明書添付書類

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 入札保証金の免除に関する誓約書（様式第2号）
- (3) 入札書（様式第3号）及び記載例
- (4) 委任状（様式第4号）
- (5) 入札辞退届（様式第5号）
- (6) 入札質疑書（様式第6号）
- (7) 複写機の賃貸借及び保守に係る入札の応札仕様書（別紙）
- (8) 応札複写機の機種名及び機器構成表（別紙1）及び記入例
- (9) 応札複写機の仕様チェックリスト（別紙2）
- (10) 保守業務実施担当部局等（別紙3）
- (11) 障害・故障等の緊急時における対応フローチャート（別紙4）及び記入例
- (12) 緊急災害時における対応フローチャート（別紙5）
- (13) リモートメンテナンスの通信及びインストールプログラムに係る資料（別紙6）
- (14) 複写機の仕様（複写機仕様Ⅰ、複写機仕様Ⅱ、複写機仕様Ⅰの2（9）に係る別紙、仕様Ⅱ排出先数）
- (15) 複写機の賃貸借契約書（案）
- (16) 入札書用封筒に関する注意事項
- (17) 令和7年度島根県グリーン調達推進方針

11 その他

- (1) その他、地方自治法、同施行令及び島根県会計規則の定めるところにより執行する。
- (2) この入札に関する問い合わせ先
〒530-0047
大阪府大阪市北区西天満3-13-18 島根ビル2階
島根県大阪事務所観光移住スタッフ 担当 西田
(電話：06-6364-3605 FAX：06-6364-3854 電子メール：osaka-ofc@pref.shimane.lg.jp)